

別紙一

営業所一覽表

(用紙 A 4)

行政庁制記入欄	区	分	知事	大臣	コード	許可年月日
	8	1	1			11 年 11 月 15 日
	8	2			号	令和 年 月 日

国土交通大臣 許可 (特 知事)

(主たる営業所)

主たる営業所の名称

〒117-0000 土浦六左と石原電管々鋼筋補込板工務防内機船運團 井具本酒造廠

営業しようとする建設業

1. 一般)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称

〒117-0000 土浦六左と石原電管々鋼筋補込板工務防内機船運團 井具本酒造廠

営業しようとする建設業

1. 一般)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称

〒117-0000 土浦六左と石原電管々鋼筋補込板工務防内機船運團 井具本酒造廠

営業しようとする建設業

1. 一般)

別紙二

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相違認可申請書（別添様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「1-1-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを「ハイフン」で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（掃）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
カウル・バルコニー・ゾウツク工事（カ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者から専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の十一 (第十三条の三関係)

(用紙A4)

(新設)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて適用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」 については、不要のものを消すこと。

様式第二十二号の十二 (第十三条の三関係)

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

印

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人 被相続人

に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 被相続人
に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 1 「相続人 被相続人」については、不要なものを消すこと。
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

(新設)

様式第二十五号の二 (第十七条の四関係)

(表 面)

(略)

この申請書により、建設業法第26条第5項の登録を申請します。

年 月 日

申請者

国土交通大臣 殿

(略)

様式第二十五号の三 (第十七条の九関係)

(略)

様式第二十五号の四 (第十七条の三十二関係)

(略)

3. 申請者氏名

フリガナ	氏 名		(旧姓)
氏 名	氏 名		

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 「申請者氏名」の欄における「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名をカタカナで例えば、カスミカセキ□□□のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を併記すること。

6～10 (略)

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内の日の属する年の内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内の日の属する年の内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のものの修了番号を記入すること。

様式第二十五号の二 (第十七条の四関係)

(表 面)

(略)

この申請書により、建設業法第26条第4項の登録を申請します。

年 月 日

申請者

国土交通大臣 殿

(略)

様式第二十五号の三 (第十七条の三十関係)

(略)

様式第二十五号の四 (第十七条の二十九関係)

(略)

3. 申請者氏名

フリガナ	氏 名		(旧姓)
氏 名	氏 名		

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 「申請者氏名」の欄における「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名をカタカナで例えば、カスミカセキ□□□のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

6～10 (略)

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のものの修了番号を記入すること。

様式第二十五号の八 (第十八条の八関係)

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証
修了証番号 第 号

写真
30.00 ミリメートル
24.00 ミリメートル

氏名 (生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

53.92 ミリメートル以上
54.03 ミリメートル以下

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

(裏面)

備考

備考

1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

様式第二十五号の九 (第十八条の二十一関係)

(略)

この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロの登録経理試験に合格した者であることを証します。

(略)

(新設)

様式第二十五号の七の二 (第十八条の六関係)

(略)

この者は、建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録経理試験に合格した者であることを証します。

(略)

様式第二十五号の十 (第十八条の二十五関係)

(新設)

(登録経理講習の名称) 修了証

氏名

生年月日 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号への登録経理講習を修了した者であることを証します。

登録経理講習の修了年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

修了証番号 第 号

(登録経理講習実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

様式第二十五号の十一 (第十九条の三関係)

(略)

様式第二十五号の十二 (第十九条の四関係)

(略)

様式第二十五号の十三 (第十九条の五関係)

(略)

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に

従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

(略)

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(略)

様式第二十五号の八 (第十九条の三関係)

(略)

様式第二十五号の九 (第十九条の四関係)

(略)

様式第二十五号の十 (第十九条の五関係)

(略)

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に

従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

(略)

様式第二十五号の十一 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(略)

別紙一

記載要領

1 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□□□の2のように右詰めで記入すること。

2 □□□「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12か月ごとに決算を完了した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(2)6か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

(3)商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づき組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了日より前の日に申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

3 □□□「審査対象事業年度」の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合には、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4 □□□「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、□□で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼橋構造物工事	210	熱絶縁線工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄橋	230	造園工事
040	左工工事	130	管架	240	建築工事
051	とび・土工・コンクリート工事	140	官	250	せつ工事
060	法面処理工事	150	官	260	水道施設工事
070	石屋敷	160	官	270	消防施設工事
080	電気	170	官	280	清掃施設工事
		180	官	290	解体工事

別紙一

記載要領

1 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□□□の2のように右詰めで記入すること。

2 □□□「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12か月ごとに決算を完了した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(2)6か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

(3)商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づき組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了日より前の日に申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

3 □□□「審査対象事業年度」の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合には、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4 □□□「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、□□で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼橋構造物工事	210	熱絶縁線工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄橋	230	造園工事
040	左工工事	130	官	240	建築工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	官	250	せつ工事

090 管 工 事 190 内 装 仕 上 工 事

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。同様様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□□□□1□2□3□4□0□0□0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

051 法 面 処 理 工 事 150 板 金 工 事 260 水 道 施 設 工 事

060 石 工 事 160 カ 装 工 事 270 消 防 施 設 工 事

070 屋 根 工 事 170 塗 装 工 事 280 清 掃 施 設 工 事

080 電 氣 工 事 180 防 水 工 事 290 扉 体 工 事

090 管 工 事 190 内 装 仕 上 工 事 300 とび・土工・コンクリート工事（経過措置）

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。同様様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□□□□1□2□3□4□0□0□0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

記載要領

- この名簿は、**04**「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者、以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。
- カラムからは出さないように数字を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。かつ、カラムからは出さないように数字を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。**0102**は「1」が「1」の欄は、買番号を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。**0102**は「2」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選択し該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木建築工事	11	鋼鉄構造物工事	21	熱気通線工事
02	大工工事	12	鉄筋建築工事	22	電気通信工事
03	左官工事	13	舗しゆんせつ工事	23	造りく井工事
04	とび・土工工事	14	板金工事	24	水道施設工事
05	石工工事	15	ステンレス工事	25	建設防犯施設工事
06	とび・土工工事	16	板金工事	26	水道防犯施設工事
07	石工工事	17	ステンレス工事	27	消火設備工事
08	屋根工事	18	塗装工事	28	消火設備工事
09	電気工事	19	内装工事	29	解体工事
10	タイム・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、「2」を記入すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう、以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

記載要領

- この名簿は、**04**「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者、以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。
- カラムからは出さないように数字を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。かつ、カラムからは出さないように数字を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。**0102**は「1」が「1」の欄は、買番号を記入すること。例えば**0102**のように右詰めで記入すること。**0102**は「2」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選択し該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工事業の種類の間に「とび・土工事業・解体工事」のコード「1051」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄は「とび・土工事業・解体工事」のコード「1051」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事」のコード「1291」が記入された技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「1991」が記入された技術職員として、「とび・土工事業・解体工事」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木建築工事	11	鋼鉄構造物工事	21	熱気通線工事
02	大工工事	12	鉄筋建築工事	22	電気通信工事
03	左官工事	13	舗しゆんせつ工事	23	造りく井工事
04	とび・土工工事	14	板金工事	24	水道施設工事
05	石工工事	15	ステンレス工事	25	建設防犯施設工事
06	とび・土工工事	16	板金工事	26	水道防犯施設工事
07	石工工事	17	ステンレス工事	27	消火設備工事
08	屋根工事	18	塗装工事	28	消火設備工事
09	電気工事	19	内装工事	29	解体工事
10	タイム・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事	99	とび・土工事業（経過措置）

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、「2」を記入すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう、以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

別紙三

その他の審査項目（社会性等）

（単位：人）
2 0 0 0 0 4

労働協社の状況	雇用前加入の有無	4 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	継続前加入の有無	4 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	厚生年金保険加入の有無	4 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	1. 有、2. 無		
	道庁一律給付制度又は企業年金制度加入の有無	4 5	1. 有、2. 無		
	法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	1. 有、2. 無		
	建設業の営業継続の状況				
	営業年数	4 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外 年 月 日	代表者期間 年 月 日	備考（建設業変更等） 年 月 日
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8	1. 有、2. 無	平成25年度末まで継続して営業していた 平成26年度末まで継続して営業していた 平成27年度末まで継続して営業していた 平成28年度末まで継続して営業していた 平成29年度末まで継続して営業していた 平成30年度末まで継続して営業していた 平成31年度末まで継続して営業していた	
	防災活動への貢献の状況				
	防災協定の締結の有無	4 9	1. 有、2. 無		
	法令遵守の状況				
営業停止処分の有無	5 0	1. 有、2. 無			
指示処分の有無	5 1	1. 有、2. 無			
建設業の経営の状況					
監事の受審状況	5 2	1. 会計監理人の受審、2. 会計参与の受審、3. 経理関係の適正を確保した旨の報告の提出、4. 無			
公認会計士等の数	5 3	1. 有、2. 無			
二級登録経理士試験合格者の数	5 4	1. 有、2. 無			
研究開発の状況					
研究開発費（2期平均）	5 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	調査対象事業年度（平成25年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成26年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成27年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成28年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成29年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成30年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成31年度末まで継続して営業していた）		
建設機械の保有状況					
建設機械の所有及びリース台数	5 6	1. 有、2. 無			
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況					
ISO9001の登録の有無	5 7	1. 有、2. 無			
ISO14001の登録の有無	5 8	1. 有、2. 無			
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況					
若年技術者（若年技術者）の継続的な育成及び確保	5 9	1. 該当、2. 非該当	平成25年度末まで継続して営業していた 平成26年度末まで継続して営業していた 平成27年度末まで継続して営業していた 平成28年度末まで継続して営業していた 平成29年度末まで継続して営業していた 平成30年度末まで継続して営業していた 平成31年度末まで継続して営業していた		
新規若年技術者（若年技術者）の育成及び確保	6 0	1. 該当、2. 非該当			
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況					
社内研修実施回数	6 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	技術者数		
社内研修参加者数	6 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	研修対象者数		
社内研修費用	6 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	9 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			

別紙三

その他の審査項目（社会性等）

（単位：人）
2 0 0 0 0 4

労働協社の状況	雇用前加入の有無	4 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	継続前加入の有無	4 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	厚生年金保険加入の有無	4 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外		
	建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	1. 有、2. 無		
	道庁一律給付制度又は企業年金制度加入の有無	4 5	1. 有、2. 無		
	法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	1. 有、2. 無		
	建設業の営業継続の状況				
	営業年数	4 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外 年 月 日	代表者期間 年 月 日	備考（建設業変更等） 年 月 日
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8	1. 有、2. 無	平成25年度末まで継続して営業していた 平成26年度末まで継続して営業していた 平成27年度末まで継続して営業していた 平成28年度末まで継続して営業していた 平成29年度末まで継続して営業していた 平成30年度末まで継続して営業していた 平成31年度末まで継続して営業していた	
	防災活動への貢献の状況				
	防災協定の締結の有無	4 9	1. 有、2. 無		
	法令遵守の状況				
営業停止処分の有無	5 0	1. 有、2. 無			
指示処分の有無	5 1	1. 有、2. 無			
建設業の経営の状況					
監事の受審状況	5 2	1. 会計監理人の受審、2. 会計参与の受審、3. 経理関係の適正を確保した旨の報告の提出、4. 無			
公認会計士等の数	5 3	1. 有、2. 無			
二級登録経理士試験合格者の数	5 4	1. 有、2. 無			
研究開発の状況					
研究開発費（2期平均）	5 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	調査対象事業年度（平成25年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成26年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成27年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成28年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成29年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成30年度末まで継続して営業していた） 調査対象事業年度（平成31年度末まで継続して営業していた）		
建設機械の保有状況					
建設機械の所有及びリース台数	5 6	1. 有、2. 無			
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況					
ISO9001の登録の有無	5 7	1. 有、2. 無			
ISO14001の登録の有無	5 8	1. 有、2. 無			
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況					
若年技術者（若年技術者）の継続的な育成及び確保	5 9	1. 該当、2. 非該当	平成25年度末まで継続して営業していた 平成26年度末まで継続して営業していた 平成27年度末まで継続して営業していた 平成28年度末まで継続して営業していた 平成29年度末まで継続して営業していた 平成30年度末まで継続して営業していた 平成31年度末まで継続して営業していた		
新規若年技術者（若年技術者）の育成及び確保	6 0	1. 該当、2. 非該当			
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況					
社内研修実施回数	6 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	技術者数		
社内研修参加者数	6 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無	研修対象者数		
社内研修費用	6 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	6 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	6 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	7 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	7 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 1	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 2	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 3	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 4	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 5	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 6	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 7	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	8 8	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修費用	8 9	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			
社内研修参加者数	9 0	1. 有、2. 無、3. 適用除外、4. 無			

発費の額を記入すること。

17 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和9年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号の指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トンス以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

18 5 7 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

19 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

20 5 9 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

21 5 10 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において、満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値を百分率で表し、記載すること。

22 5 11 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPD単位数（ただし、算入できないCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

23 5 12 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「排除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

17 5 7 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

18 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

19 5 9 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

20 5 10 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において、満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

様式第二十五号の十五 (第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 一 号
令和 年 月 日
審査基準日
電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

令和 年 月 日

印

Table with columns for construction types (土木一式, 建築一式, etc.), evaluation scores (総合評定値, 元請完成工事高, etc.), and financial ratios (固定資産, 流動負債, etc.).

Table with columns for financial ratios (自己資本額及び利益額, etc.) and other evaluation items (他の審査項目 (社会性等), etc.).

様式第二十五号の十二 (第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 一 号
令和 年 月 日
審査基準日
電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

令和 年 月 日

印

Table with columns for construction types (土木一式, 建築一式, etc.), evaluation scores (総合評定値, 元請完成工事高, etc.), and financial ratios (固定資産, 流動負債, etc.).

Table with columns for financial ratios (自己資本額及び利益額, etc.) and other evaluation items (他の審査項目 (社会性等), etc.).

様式第二十五号の十六 (第二十一条の五関係)

(略)

様式第二十五号の十七 (第二十一条の六関係)

記載要領

1・2 (略)

3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

4～7 (略)

様式第二十五号の十八 (第二十一条の九関係)

記載要領

1・2 (略)

3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の11の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と記載すること。

5 (略)

6 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合においては、「合併時経審」等、その旨を記載すること。

7・8 (略)

別紙

記載要領

1 (略)

2 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

3～7 (略)

様式第二十五号の十三 (第二十一条の五関係)

(略)

様式第二十五号の十四 (第二十一条の六関係)

記載要領

1・2 (略)

3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

4～7 (略)

様式第二十五号の十五 (第二十一条の九関係)

記載要領

1・2 (略)

3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の8の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と記載すること。

5 (略)

6 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合においては、「合併時経審」等、その旨を記載すること。

7・8 (略)

別紙

記載要領

1 (略)

2 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。

3～7 (略)

様式第二十七号 (第二十四条関係)

第 号 令和 年 月 日交付	建設業法摘要 第二十六条の二十一 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係る場所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十一第二項の規定による立入検査証	建設業法第三十一条第二項の規定による立入検査証
所属部局課名 身分及び職名 生 氏 年 名 月 日	国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事印

様式第二十九号 (第二十五条関係)

記載要領

- (略)
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3～5 (略)

様式第二十七号 (第二十四条関係)

第 号 令和 年 月 日交付	建設業法摘要 第二十六条の二十一 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係る場所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請があつたときは、これを呈示しなければならない。 3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。
所属部局課名 身分及び職名 生 氏 年 名 月 日	国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事印

様式第二十九号 (第二十五条関係)

記載要領

- (略)
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3～5 (略)

第二條 施工技術検定規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(試験の科目及び基準)

第一条 (略)

2 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

(令第三十五条第一項ただし書の種目及び級)

第一条の二 令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

(令第三十六条の学科)

第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号口(1)及び(2)並びに第二号口(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

(表 略)

(受検申請)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

二 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号又は第二項第一号口(5)若しくは第二号口(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類(実務経験を証する書類を除く。)

三 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

四 国土交通大臣が令第三十七条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

五 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(試験の科目及び基準)

第一条 (略)

2 建設業法施行令(以下「令」という。)第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

(令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級)

第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

(令第二十七条の五の学科)

第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号口(1)及び(2)並びに第二号口(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

(表 略)

(受検申請)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

二 国土交通大臣が令第二十七条の五第一項第四号又は第二項第一号口(5)若しくは第二号口(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類(実務経験を証する書類を除く。)

三 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

四 国土交通大臣が令第二十七条の六の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

五 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)若しくは(2)若しくは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若しくは(4)若しくは第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から(5)までに該当する者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(試験の免除の申請)

第五条 令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一号中第二十三条の改正規定 公布の日

二 第一条中第十七条の十四の改正規定（その日の前五年内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない）を「同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない」に改める部分に限る、別記様式第二十五号の四記載要領11の改正規定及び別記様式第二十五号の七記載要領8の改正規定 令和三年一月一日

(建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建設業法第十九条第一項に規定する書面の交付を同条第三項に規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に講ずる措置が適合すべき技術的基準については、第一条の規定による改正後の建設業法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の四第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合における施工体制台帳、再下請通知、施工体系図及び法第四十条の三に規定する帳簿の記載事項及び添付書類については、新規則第十四条の二第一項及び第二項、第十四条の四第一項、第十四条の六並びに第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。

第五条 新規則第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとするものは、施行日前においても、新規則第十八条の二十三の規定の例により、登録の申請をすることができる。この場合において、当該登録は、施行日にその効力を生ずる。

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)若しくは(2)若しくは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若しくは(4)若しくは第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から(5)までに該当する者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(試験の免除の申請)

第五条 令第二十七条の七の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第二十七条の七の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(建設業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第六条 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

附 則

附 則

第二条 (略)

第二条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで(第十八条の四第二項第五号、第十八条の六第二項第五号及び第十八条の八第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで(第十八条の三の二第二項第五号、第十八条の三の四第二項第五号及び第十八条の三の六第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の四第一項	(略)	(略)	第十八条の四第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の五第三号、第十八条の六第二項第二号から第四号まで、第十八条の八(見出しを含む)、第十八条の十、第十八条の十一(見出しを含む)、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七並びに第十八条の十八第四号
(略)	(略)	(略)	
第十八条の四第二項	(略)	(略)	
第十八条の四第二項及び第三項第六号	(略)	(略)	
第十八条の四第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の十第六号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	

第十八条の三の二第一項	(略)	(略)	第十八条の三の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の三の三第三号、第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで、第十八条の三の六(見出しを含む)、第十八条の三の八、第十八条の三の九(見出しを含む)、第十八条の三の十一、第十八条の三の十三、第十八条の三の十四第三項、第十八条の三の十五並びに第十八条の三の十六第四号
(略)	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項及び第三項第六号	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項第一号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四
第十八条の三の二第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の三の八第六号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	

<p>第十八条の四第二項第四号</p>	<p>第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者</p>	<p>第十八条の五、第十八条の六第二項、第十八条の七第一項、第十八条の十五第六号及び第十八条の十八第一号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者</p>
<p>第十八条の六第一項</p>	<p>二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担任する者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>二 次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事講習事務に従事するものであること。 イ 解体工事の監理技術者となつた経験を有する者 ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解体工事講習に関する科目を担任する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者</p>
<p>第十八条の三の二第三項第四号</p>	<p>第十八条の三の四第一項イ又はロ</p>	<p>第十八条の三の三、第十八条の三の四第二項、第十八条の三の五第一項、第十八条の三の十三第六号、第十八条の三の十六第一号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ</p>
<p>第十八条の三の二第三項第六号</p>	<p>次条各号</p>	<p>第十八条の三の四第一項第四号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ</p>
<p>第十八条の三の二</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二</p>
<p>第十八条の三の六第三号</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>

第十八条の十第八号	(略)								
第十八条の十第七号	(略)								
第十八条の十第四号及び第五号、第十八条の十三並びに第十八条の十六第四項第一号及び第二号	(略)								
第十八条の十第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の							
第十八条の八第八号、第十八条の十第九号及び第十八条の十六第一項第四号	(略)	(略)							
第十八条の八	(略)	(略)							
第十八条の六第二項	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関							
第十八条の六第二項第二号及び第十八条の八から第十八条の十七まで	(略)	(略)							

第十八条の三の八第八号	(略)								
第十八条の三の八第七号	(略)								
第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	(略)								
第十八条の三の八第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の							
第十八条の三の七	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで							
第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十四第一項第四号	(略)	(略)							
第十八条の三の六	(略)	(略)							
第十八条の三の六	第十八条の三の四第一項各号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項各号							
第十八条の三の四第二項	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関							
第十八条の三の四第二項第二号及び第十八条の三の六から第十八条の三の十五まで	(略)	(略)							
り博士の学位を授与された者 口 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者		講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ハ 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者							

第十八条の十六第一項第三号	登録基幹技能者講習が 登録解体工事講習に	登録基幹技能者講習が	第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項
受講者の受講番号、氏名、生年月日及び可否の別	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習が	登録基幹技能者講習を
受講者の受講番号、氏名及び生年月日	登録解体工事講習に	登録解体工事講習が	登録解体工事講習を

第十八条の三の十六第三号	第十八条の三の十六第二号	第十八条の三の十四第一項第三号	第十八条の三の十四第一項	第十八条の三の十三第五号	第十八条の三の十三第四号	第十八条の三の十三第二号	第十八条の三の十三第一号	第十八条の三の十	第十八条の三の十一	第十八条の三の十第二項及び第十八条の三の十四第四項	第十八条の三の八第十三号
第十八条の三の九	第十八条の三の七	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び可否の別	登録基幹技能者講習に	第十八条の三の十五	前二条	第十八条の三の七	第十八条の三の三第一号	第十八条の三の六	登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項	登録基幹技能者講習を	第十八条の三の十四第三項
改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の九	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	受講者の受講番号、氏名及び生年月日	登録解体工事講習に	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十五	改正規則附則第二条第二項において準用する前二条	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の三第一号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六	登録解体工事講習が改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項	登録解体工事講習を	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十四第三項

第三条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで(第十八条の八第七号を除く。)の規定を準用する。

第四条 この省令の施行の際現にとび・土工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

第三条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで(第十八条の三の六第七号を除く。)の規定を準用する。

第四条 この省令の施行の際現にとび・土工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。